

「岐阜県人権施策推進指針(第四次改定)素案」に対する県民意見募集結果について

意見募集期間:令和5年1月5日(木)~2月3日(金) [30日間]

提出意見:7名から18項目について

番号	対象箇所	意見	意見に対する県の考え方
1	第3章 人権施策の総合的かつ効果的な推進 I 人権教育・人権啓発の推進 1 人権教育 (3) 家庭教育 しかし、社会が変化する中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっています。	様々な社会問題の原因が家庭教育の低下であるかのような表現で、何か問題が起きたときにその家庭に問題があるという認識を強めます。これは人権侵害を進めかねないので不適切である。	岐阜県家庭教育支援条例の前文において、「社会が変化している中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっている。」と記述されています。 岐阜県人権施策推進指針においては、育児不安、児童虐待、いじめなど様々な社会問題の原因を家庭の教育力の低下としているわけではありません。
2	(同上) これに基づき、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、...	家庭に責任を負わせて自主的に取り組ませることは施策でもなく、”各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに”の箇所は削除すべき。	教育基本法第10条第2項において、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と記述されており、また、岐阜県家庭教育支援条例第3条においては、「子どもの教育については、保護者が第一義的責任を有するものであるとの基本的認識の下、保護者が基本的な生活習慣、自立心、自制心、道徳観、礼儀、社会のルールなどを自主的に教え、又は育むことができるよう、地域、学校等(中略)が一体的に取り組む(略)」と記述されています。
3	第3章 人権施策の総合的かつ効果的な推進 I 人権教育・人権啓発の推進 3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修	人権はすべての国民に関わること。従って、すべての国民が関心を持って取り組む活動であり、「人権にかかわりの深い分野の業務」などは無いと思う。 最近のマスコミ報道では、SNSやインターネット掲示板への書き込みによる人権侵害や誹謗中傷などにより、自殺者まで出ている。そのことを考えると、日ごろ勉強する機会がある行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係職員、マスメディア関係者などよりも、一般県民・市民を研修する方が緊急的かつ効果が高いと思う。	国(法務省)が定める「人権教育・啓発に関する基本計画」第4章 3人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等において「人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。」と記述されており、さらに人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として「検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者」の13の業種に従事する者が示されています。
4	第3章 人権施策の総合的かつ効果的な推進 V 進行管理及び見直し 進捗状況については、毎年、定期的に進行管理を行い、その結果を施策の推進に反映します。	「5年間の推進期間内における具体的な施策に対する検証を行います。」とあるが、具体的な目標数値等が無い中で、どのように検証をおこなうのか。	岐阜県人権施策推進指針で定める「施策の方向」に沿って実施した事業について年度末にとりまとめ、岐阜県人権懇話会で報告・検証を行っています。また、県民意識調査についても、岐阜県人権懇話会で報告・検証しています。

「岐阜県人権施策推進指針(第四次改定)素案」に対する県民意見募集結果について

意見募集期間:令和5年1月5日(木)~2月3日(金) [30日間]

提出意見:7名から18項目について

番号	対象箇所	意見	意見に対する県の考え方
5	第4章 分野別施策の推進 1 女性	<p>なぜ、同じ人間なのに男性はないのか。このことがそもそも人権侵害なのではないか。</p> <p>男性でも人権侵害にあっている人はいると思うが、分析や対策はしなくてよいのか。</p> <p>県職員で単身赴任をしている男性・女性別人数と、職員に対する割合を教えてください。</p>	<p>国(法務省)では、女性の人権を啓発活動重点目標(17項目)の一つとして定めています。岐阜県人権施策推進指針においては、国の啓発活動重点目標に沿って女性の人権を施策分野の一つとして位置づけています。「分野別施策の推進 1 女性」以外の分野については、性別に関わらず人権施策を推進することとしています。</p>
6	第4章 分野別施策の推進 4 障がい者 6)特別支援教育の充実	<p>インクルーシブ教育システムの構築とあるが、ここでは障がいの有無により分離して特別支援教育を行い地域の学校などと交流している。子どものうちから障がい者に対する正しい理解や意識の向上に努めるとあるが、これでは子どものうちから障がい者と自分達とを区別することを教えているようなものである。</p> <p>障がい者権利条約では障がいを理由とするあらゆる区別は差別であるとしている。分離教育は差別であり、インクルーシブ教育システムの構築というのであれば障害の有無を問わず、あらゆる生徒が同じ教室で学ぶことを目指すべき。</p> <p>特別支援教育については政府が国連から勧告を受けている状態だが、少なくとも特別支援教育を行って、たまに交流を持たせることがインクルーシブ教育であるという誤った認識を与えるような表現はすべきでない。</p>	<p>「障がい者の権利に関する条約」第24条の規定により、国(文部科学省)では、中央教育審議会の初等中等教育分科会において、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであることや中長期的に、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指していく旨を報告しています。</p> <p>また、令和4年9月に国連の障害者権利委員会から、障害者権利条約に基づき、日本政府に対して障害児を分離した特別支援教育の中止などを求める勧告が発表されましたが、国(文部科学省)は「現在、多様な学びの場において行われている特別支援教育を中止することは考えていない。勧告の趣旨も踏まえて、引き続き通級による指導担当教員の基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努めていく」と現行の特別支援教育を続けながら、あわせてインクルーシブ教育を推進していく考えを表明しています。</p> <p>岐阜県人権施策推進指針においては、このような考えに沿って記述しています。</p>
7	第4章 分野別施策 5 部落差別(同和問題) 2)インターネット上の人権侵害への対応 インターネット上の同和地区名を表示するなどの差別表現等の流布については、インターネット上のサイトのモニタリングや関係機関との連携により、適切な対応に取り組みます。	<p>「差別表現等」と表記すると恣意的かつ拡大解釈による運用によって混乱を起こす恐れがあるため、「等」は削除し「実在する人物に対する誹謗中傷及び侵害行為に当たる書き込み」と言うように具体的な表記に変更すべき。</p>	<p>国(法務省)の「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について(通知)」において、差別的表現等とは、「名誉棄損」、「プライバシー侵害」、「不当な差別的言動」、「識別情報の摘示」と示されており、この通知の趣旨に沿って、適切にインターネット上の人権侵害に対応しています。</p>

「岐阜県人権施策推進指針(第四次改定)素案」に対する県民意見募集結果について

意見募集期間:令和5年1月5日(木)~2月3日(金) [30日間]

提出意見:7名から18項目について

番号	対象箇所	意見	意見に対する県の考え方
8	第4章分野別施策 6 外国人 (2) 施策の方向 1) 外国人の人権を尊重する啓発活動 6行 …ヘイトスピーチ解消法に基づき、不当な差別的言動は許されないことの…	正当な差別的言動はないので、誤解を招く"不当な差別的言動は"ではなく"いかなる差別的言動も"とすべき。	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と規定されています。
9	第4章 分野別施策の推進 6 外国人 (2) 施策の方向 11行 …(ヘイトスピーチ解消法)に基づき、不当な差別的言動は許されないことを、…	正当な差別的言動はないので、誤解を招く"不当な差別的言動は"ではなく"いかなる差別的言動も"とすべき。	
10	第4章分野別施策 6 外国人 (2) 施策の方向 2) 多文化共生の推進 ②外国人材が活躍できる環境づくり	外国人労働者の長時間労働や低賃金、賃金未払い、パワハラなどが問題となっていて、企業への働きかけも大切ですが、外国人労働者への相談支援なども必要と思われる。	県では、外国人県民の方々を対象とした総合相談窓口として、岐阜県国際交流センターに「岐阜県在住外国人相談センター」を設置し、外国人労働者の労働条件や人権問題に関する相談について、適切な対応に努めております。
11	第4章 分野別施策の推進 7 インターネット上の人権侵害	過激な暴力シーンなどが子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっているという因果関係は証明されておらず、本文章は本計画から削除すべきである。なお、児童ポルノ禁止法の定義によれば、児童ポルノには実在しない児童等を描いた創作物は含まれない。そのため、本計画書でも児童ポルノに創作物は含まれていないものと認識しており、また、当然にそれら創作物と犯罪との因果関係も証明されていない。	国(文部科学省)が定める「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」では前文に「性描写や暴力・残虐表現を含む情報等が青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたり、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮を助長したりするおそれがある。インターネットの普及などに伴いより一層青少年がこのような情報等に触れる機会が増大しており、適切な対応が求められている。」と記述されています。
12	(1) 現状と課題 また、近年「コミュニティサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます	「コミュニティサイト」の問題に「過激な暴力シーン」が出てくる事が意味不明です。またそのような空想創作が人を豹変させるような効果を差す「強力効果論」は科学的に否定されている。個々の問題慎重に取り扱っていただきたい。	また、国(内閣府)では「男女共同参画白書 第10章メディアにおける男女共同参画の推進 第1節 1メディアにおける男女参画の推進、人権尊重のための取組等」において、「インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等の少年に有害なコンテンツと少年を切り離すため、警察では、家庭におけるフィルタリングシステムの普及のための広報啓発を行っている。」と記述されています。
13		過激な暴力シーンなどが子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっているという因果関係は証明されておらず、本文章は本計画から削除すべきである。なお、児童ポルノ禁止法の定義によれば、児童ポルノには実在しない児童等を描いた創作物は含まれない。そのため、本計画書でも児童ポルノに創作物は含まれていないものと認識しており、また、当然にそれら創作物と犯罪との因果関係も証明されていない。	岐阜県人権施策推進指針においては、このような考えに沿って記述しています。

「岐阜県人権施策推進指針(第四次改定)素案」に対する県民意見募集結果について

意見募集期間:令和5年1月5日(木)~2月3日(金) [30日間]

提出意見:7名から18項目について

番号	対象箇所	意見	意見に対する県の考え方
14	<p>第4章 分野別施策 7インターネット上の人権侵害 (1)現状と課題</p> <p>しかし、このような機器の利便性、発信者の匿名性、情報発信の簡易さや情報が瞬時にかつ広範に伝わることなど、その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>また、近年「コミュニティサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。</p>	<p>「差別を助長する表現等」は言葉そのものが曖昧であり、恣意的な運用になりかねず、上記の理由と同様、拡大解釈で運用されてしまい、混乱を起こす恐れがある。よって、記載されてる「差別を助長する表現等」の文言は全て削除し「実在人物に対する差別、誹謗中傷、侵害行為」と表記を具体化した文言に変更すべき。</p> <p>「過激な暴力シーンや児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。」とあるが「過激な暴力シーン」とわざわざ文言に入れるのは率直に言うておかしい。「過激な暴力シーンなど」が子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっているという因果関係は証明されていない。よって本文章は本計画から削除すべき。</p> <p>児童ポルノ禁止法の定義によれば、児童ポルノには実在しない児童等を描いた創作物は含まれない。そのため、本計画書でも児童ポルノに創作物は含まれていないものと認識しており、また、当然にそれら創作物と犯罪との因果関係も証明されていない。</p>	<p>国(法務省)の「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について(通知)」において、差別を助長する表現等とは、「名誉棄損」、「プライバシー侵害」、「不当な差別的言動」、「識別情報の摘示」、「児童ポルノ(児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定するものをいう。）」、「私事性的画像記録(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第2条第1項に規定するものをいう。）」と示されており、この通知の趣旨に沿って、適切にインターネット上の人権侵害に対応しています。</p> <p>国(文部科学省)が定める「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」では前文に「性描写や暴力・残虐表現を含む情報等が青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたり、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮を助長したりするおそれがある。インターネットの普及などに伴いより一層青少年がこのような情報等に触れる機会が増大しており、適切な対応が求められている。」と記述されています。</p> <p>また、国(内閣府)では「男女共同参画白書 第10章メディアにおける男女共同参画の推進 第1節 1メディアにおける男女参画の推進、人権尊重のための取組等」において、「インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等の少年に有害なコンテンツと少年を切り離すため、警察では、家庭におけるフィルタリングシステムの普及のための広報啓発を行っている。」と記述されています。</p> <p>岐阜県人権施策推進指針においては、このような考えに沿って記述しています。</p>

「岐阜県人権施策推進指針(第四次改定)素案」に対する県民意見募集結果について

意見募集期間:令和5年1月5日(木)~2月3日(金) [30日間]

提出意見:7名から18項目について

番号	対象箇所	意見	意見に対する県の考え方
15	第4章 分野別施策の推進 11性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人 (1) 現状と課題 からだの性と心の性が一致しない性自認の異なる人であって、性別適合手術を受けたなど一定の条件を満たす場合には、2004年(平成16年)に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となっています。	性別移行についての記述では、戸籍上の性別変更ができない具体的な理由に、医学的、個人の意向の2つを挙げているが、そもそも日本における性別移行は6要件をクリアする必要があるが制度上のハードルが高いのが現状である。それを伏せた上で、制度上性別移行が可能であるとし、問題が認識できない表現になっている。 そんな中で"戸籍上の性別の変更の有無に関わらない対応が求められる"としても、結局生きづらさを性別不合を感じる個人に押し付ける形になる。 実際にアンケートでも法整備に対する意識は低くなっている。	岐阜県人権施策推進指針では、医学的な理由など様々な理由で手術が受けられない人も存在している旨を明示しています。
16	第4章 分野別施策の推進 11性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人 P57 Q 性同一性障がい等の性自認の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。	性同一性障がいではなく性別不合または性別違和である。	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に定められた用語を用いて「人権に関する県民意識調査」を行いました。
17	その他	[生存権(日本国憲法第25条)について] 論文「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」(戸室健作 山形大学 准教授)によると、2012年時点での岐阜県の生活保護の捕捉率は7.9%で、47都道府県中44位だった。(全国15.5%、東京19.7%、愛知12.9%、大阪23.6%) 岐阜県では、セーフティ・ネットが機能しておらず生存権が守られていないため、日本国憲法第25条の違憲状態にあるといえる。 少なくとも、早急に、生活保護の補足率を英仏並みの8~9割に引き上げるべきである。AI、ロボットの台頭により、技術的特異点(シンギュラリティ)に近づいているため、今後、人間の労働力は、肉体労働、頭脳労働にかかわらず、要らなくなってくる。 したがって、失業が一般的となるため、いつでも、誰でも、無料で教育にアクセスできるようにすることと、ベーシック・インカムや給付付き税額控除の導入、あるいは、生活保護の補足率を限りなく100%に近づける等、日本国憲法第25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためのセーフティ・ネットの整備が必要不可欠である。	ご意見としてお聞きします。

「岐阜県人権施策推進指針(第四次改定)素案」に対する県民意見募集結果について

意見募集期間:令和5年1月5日(木)~2月3日(金) [30日間]

提出意見:7名から18項目について

番号	対象箇所	意見	意見に対する県の考え方
18	その他	<p>[プライバシー権(日本国憲法第13条)、思想及び良心の自由(日本国憲法第19条)、表現の自由(日本国憲法第21条)について]</p> <p>岐阜県警察による大垣警察市民監視事件は、プライバシー権(日本国憲法第13条)、思想及び良心の自由(日本国憲法第19条)、表現の自由(日本国憲法第21条)の侵害であり、日本国憲法第13条、第19条、第21条の違憲である。したがって、岐阜県警察は、岐阜県内で二度と同様の市民監視を行ってはならないし、本来、岐阜県公安委員会の委員長と委員2人は、岐阜県警察が日本国憲法を遵守し、民主的に運用されるよう指導すべきである。</p> <p>岐阜県公安委員会の委員長と委員は単なるお飾り、名誉職になってしまっている。岐阜県警察が日本国憲法を遵守し、民主的に運用されるようになるためには、人権派の弁護士を3人揃えて、委員長と委員に任命するか、岐阜県公安委員会を廃止して「警察を取り締まる警察」を創設するのが良いと考える。</p> <p>岐阜県警察は、監視カメラの設置数を増やそうとしているが、プライバシー権(日本国憲法第13条)、思想及び良心の自由(日本国憲法第19条)、表現の自由(日本国憲法第21条)の侵害であるから、これ以上、監視カメラの設置数を増やしてはならない。</p>	<p>ご意見としてお聞きします。</p>